

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 4 年 2 月 28 日

丹波市長 林 時彦

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	春日町中山	令和 4 年 2 月 28 日	-

1. 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	55.4 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.8 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	8.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.6 ha
(備考) 農地中間管理機構の活用は考えていない。	アンケート回答割合(②/①)
	59.2 %

2. 対象地区の課題

年々後継者がいなくなり、担い手も自分の農地管理が精一杯で、将来農地の出し手となる者の農地管理までは期待できない状況である。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地の集積・集約化は“地域の農地は地域で守る”を原則に、地域の耕作者にマッチングして、相対での利用権設定を基本に管理していく。
新規就農者や若手の就農者が耕作しやすい環境をおし進めていく。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

中心経営体	16 経営体	現状	27.6 ha	引受余力	28.2 ha
-------	--------	----	---------	------	---------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

将来的には耕作放棄地につながりそうな農地を引き受け耕作していく、集落営農組織の設立も視野に入れる。

(参考) 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

近い将来農地の出し手となる者の人数	貸付け等の区分 (㎡)		
	貸付け	作業委託	売渡
3 名	7,880 ㎡	0 ㎡	0 ㎡
	計		7,880 ㎡